

マイナンバーカード ガイドブック



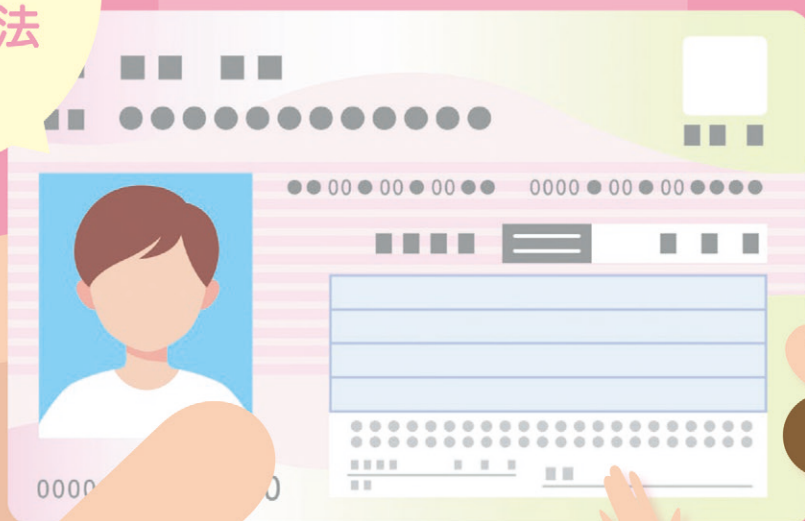
オケちゃん

～これからは当たり前!マイナンバーカードがある生活～



電子証明書
の利用方法

紛失した時の
対応



桶川市
令和8年版



マイナンバーカードについて

01 マイナンバーカードでできること

- マイナンバーカードの表面は、運転免許証などと同様に顔写真付きの本人確認書類として利用できます。裏面は、マイナンバーが記載されており、税・社会保険・災害対策の法令で定められた手続きを行う際のマイナンバー確認に利用できます。
- また、マイナンバーカードに付いているICチップに搭載されている電子証明書は、コンビニで各種証明を取得できるほか、確定申告などの行政機関に対する電子申請などに利用できます。

02 暗証番号と電子証明書

- マイナンバーカードを交付する際、4種類の暗証番号を設定していただきます。
- 設定した暗証番号は、他人に知られないように注意してください。

暗証番号の種類	暗証番号	使用用途
1.署名用電子証明書	英数字を組み合わせて 6文字以上、16文字以下 (英字は大文字)	e-Tax(電子での確定申告)などインターネットで 電子申請を行う際
2.利用者証明用 電子証明書	数字4桁	マイナポータルや住民票など各種証明書の コンビニ交付、マイナ保険証などを利用する際
3.住民基本台帳用	数字4桁	転入・転出などの住民異動の手続きやカードの 住所・氏名等の変更手続きの際
4.券面事項入力補助用	数字4桁	個人番号や基本情報(住所・氏名・生年月日・性別) を確認し、テキストデータとして利用する際

※2・3・4の暗証番号については、同じ番号を設定することができます。

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日もしくはマイナンバーカードの有効期限のどちらか早い日までです。(在留期限の定めがある外国人の方は、原則、在留期限がマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限となります。)
- 暗証番号を間違えるとロックがかかります。
署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用電子証明書の場合は3回、暗証番号を連続して間違えるとロックがかかり、電子証明書が利用できなくなります。ロックがかかった場合は、市区町村の窓口で暗証番号の再設定を行ってください。

03 氏名・住所等に変更があったときは？

- 引越しや婚姻等で住所や氏名が変更となった場合は、転入届や婚姻届等の際に必ずマイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記し、カードの情報を更新します。また、引越しや婚姻等により住所や氏名等が変わると署名用電子証明書は失効します。引き続き使用する場合は、市区町村の窓口で手続きが必要です。

マイナポータルを活用しましょう

マイナポータルは、個人向け行政サービスのオンライン窓口です。マイナンバーカードを利用して、引越しやパスポートなどの手続き、医療費や本人情報の確認などの行政サービスを利用できます。

マイナポータルでできること

オンライン申請



引越しに関する手続き

- 転出届の提出

確定申告・年末調整

- e-Taxと連携することで申告が簡単・便利に！

そのほか、パスポートの手続きなど様々なサービスがあります！

※上記は一例です。利用できる手続きは自治体によって異なる場合があります。お住まいの地域の対応状況や具体的なサービス内容については、マイナポータル内でご確認ください。

自己情報の閲覧



行政機関などが保有するあなたの情報を確認することができます。

健康保険などの情報

- 処方履歴の確認
- 健康保険の登録状況
- 健康診断の情報

年金・税金関連

- 年金資格情報
- 所得・個人住民税情報

など

マイナポータルアプリ



マイナポータルアプリのダウンロードはこちらから

▼ iPhone



▼ Android



▲マイナンバーカード
総合サイトはこちら

コンビニ交付について

●マイナンバーカードを使ってコンビニのマルチコピー機で住民票などの各種証明書が取得できます。

実際の選択画面(住民票取得の例)

01 「行政サービス」を選択

まず最初に、店舗に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押していただきますと、利用開始となります。

02 メニュー選択

証明書の交付を選択します。
※証明書交付以外のサービスを提供していない店舗では、メニュー選択画面は表示されません。

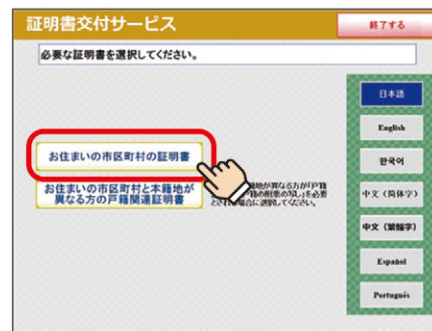
03 同意画面

証明書交付サービスを選択します。
※キオスク端末により画面表示が異なります。

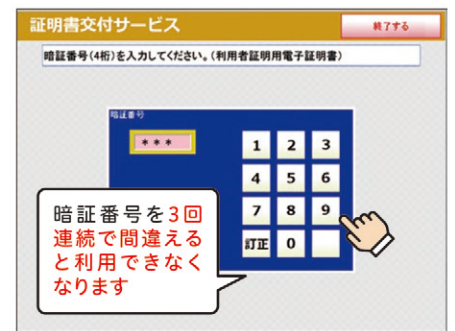
04 マイナンバーカードをセット



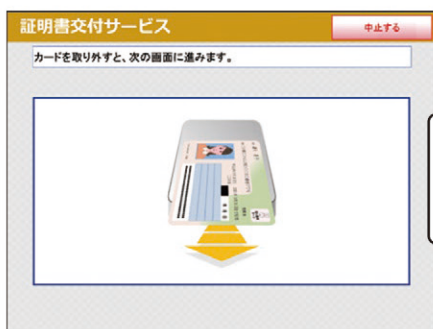
05 証明交付市区町村の選択



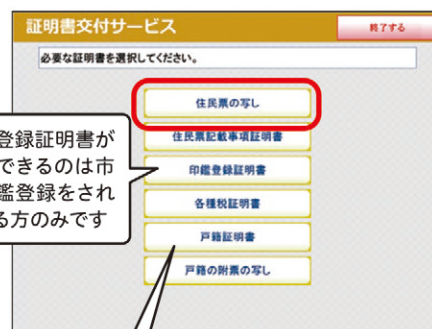
06 暗証番号の入力



07 カード取り外し



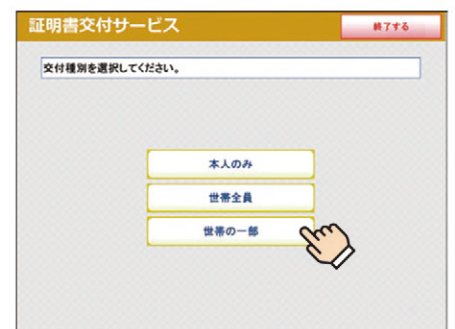
08 証明書の種別選択



印鑑登録証明書が
選択できるのは市
に印鑑登録をされ
ている方のみです

戸籍証明書が取得できるのは桶川市に本籍がある方、本籍地に利用登録申請をしている方のみです。(戸籍証明が取得できる時間 平日8:30~17:15) なお、本籍地に利用登録申請した場合、本籍地市区町村の確認作業が終了した後、取得可能になるため、即時交付はできないのでご注意ください。
※本籍地市区町村がコンビニ交付の取扱いをしている場合に限りです。

09 交付種別選択



⑩「記載事項選択」へ続く

⑨「交付種別選択」からの続き

10 記載事項選択

11 部数選択

12 発行内容確認

13 料金の支払い

※キオスク端末により画面表示が異なります。



14 証明書印刷、領収書発行

※キオスク端末により画面表示が異なります。



利用可能店舗

セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・ウエルシア薬局・カスミの全国のマルチコピー機設置店舗、桶川市役所庁舎1階(桶川市に住民登録がある方のみ)

取得できる証明書		手数料	利用可能時間
住民票の写し	本人・同一世帯分	150円	6:30～23:00 ※市役所本庁舎1階は 8:30～17:15
印鑑登録証明書	本人分		
課税・非課税証明書	本人・最新年度分		
戸籍の附票の写し	・桶川市に本籍のある方は取得可能です。 ・取得できるのは現在の戸籍です。 ※桶川市外にお住まいの場合は、 利用登録申請が必要です。	450円	平日 8:30～17:15
戸籍(謄本・抄本)			

【注意事項】

- ・コンビニでの各種証明書の取得には、マイナンバーカード、利用者用電子証明書の暗証番号数字4桁、交付手数料が必要です。
- ・各種証明書のコンビニ交付を利用できるのは、マイナンバーカードをお持ちの**ご本人のみ**です。なお、15歳未満の方のマイナンバーカードで、コンビニ交付は利用できません。
- ・マイナンバーカードを受け取った当日や利用者証明用電子証明書を発行・更新した当日、市(区町村)外からの転入届を提出した当日すぐはコンビニ交付のご利用ができません。翌日から利用可能です。
- ・年末年始(12月29日～1月3日)は休止する可能性があります。
- ・システムメンテナンスのため、年に数回コンビニ交付を休止する場合があります。(休止日は桶川市のホームページなどでお知らせします。)
- ・マイナンバー入りの住民票が必要な場合は、市役所市民課、駅西口連絡所窓口でご請求ください。
- ・証明書の発行制限や本人通知制度を登録している方は、コンビニ交付のご利用が原則できません。

参考:コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(コンビニ交付)ホームページ(<https://www.lg-waps.go.jp/>)

マイナンバーカードが健康保険証として 利用できます！

- 健康保険証は、マイナンバーカードを基本とした仕組み(通称:マイナ保険証)に移行しています。
医療機関や薬局をご利用の際は、マイナンバーカードをご持参ください。
 - マイナ保険証では、顔認証付きカードリーダーを使用して本人確認を行います。
なお、顔認証がうまくいかない場合には、マイナンバーカードの4桁の暗証番号が必要になりますので、事前にご確認ください。
- ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、資格確認書により受付が可能です。
- ※健康保険の加入状況などについては、ご加入中の健康保険組合等にお問い合わせください。

01 マイナ保険証の申込に必要なもの

- 1 申込者本人のマイナンバーカードと各市区町村で設定した暗証番号(利用者用電子証明書・数字4桁)
 - 2 マイナンバーカード読み取り対応のスマホ(またはPC+ICカードリーダー)
 - 3 「マイナポータルAP」アプリのインストール
- ※医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーやセブン銀行のATMからも申込できます。
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
※桶川市では市役所に手続き用のPCを設置しています。

02 マイナ保険証ならではのメリット

- 1 本人が同意をすれば、初めての医療機関でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます。
- 2 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- 3 就職・転職・引越しをしても健康保険証として使用できます。
医療保険者が変わる場合は加入脱退の届出が引き続き必要です。

健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く) 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30



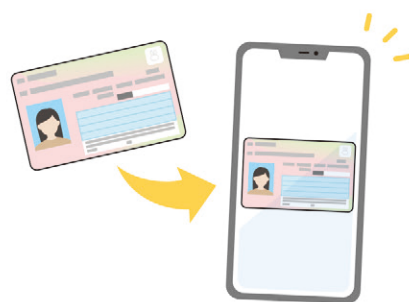
厚生労働省の
ホームページはこちら▶



あなたのスマートフォンにも！ マイナンバーカードがもっと便利に

お手持ちのマイナンバーカードをスマートフォンに搭載・登録して利用できるサービスがスタートしました。

これにより、マイナンバーカードを持ち歩く必要がなく※、スマートフォンだけでさまざまな行政サービスの利用や申し込みが可能になります。このサービスの導入により、マイナンバーの活用がこれまで以上に安全で便利になりますのでぜひご活用ください。



※2025年9月より、スマートフォン搭載のマイナンバーカードは機器が整ったコンビニ・医療機関等にて順次利用可能となります。スマートフォン搭載のマイナンバーカードをご利用いただけない場所もありますので、**必ず実物のカードも一緒にお持ちください。**

01 利用できるサービスについて

サービス	Android	iPhone
マイナポータルでの オンライン行政手続き・サービス 簡単・安全にログイン・署名ができます	○	○
コンビニでの証明書の取得	○	○
マイナ保険証としての利用	2025年9月より運用開始	2025年9月より運用開始

【注意事項】

機種変更等でスマートフォンを手放す場合は、ご利用者様ご自身によるスマホ用電子証明書の失効手続きまたは一時利用停止が必要です。また、スマートフォンを紛失した際や盗難にあった際はマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)に連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。

02 利用手続きについて

ご利用にはマイナポータルアプリのダウンロードが必要です。

Androidスマートフォンでは、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォン内に搭載し、iPhoneでは、マイナンバーカードの情報をスマートフォンに登録して利用する形になります。

手続きの詳細に関しては各二次元コードをご覧ください。

Android の方はこちら▶

デジタル庁ホームページ
「Androidスマホ用電子証明書搭載サービス」



iPhone の方はこちら▶

デジタル庁ホームページ
「iPhoneのマイナンバーカード」



！マイナンバーには有効期限があります

- 有効期限が近づくと、ご自宅に申請書が同封された通知が届きますので、市区町村の窓口で更新手続きを行ってください。有効期限の3か月前から更新手続きできます。

有効期限

18歳以上の方▶発行日後10回目の誕生日まで

18歳未満の方▶発行日後5回目の誕生日まで



- 在留期限の定めがある外国人の方は、在留期限がマイナンバーカードの有効期限となります。

！マイナンバーを紛失等した際は

マイナンバーカードを失くした場合には、
直ちに以下の電話番号(紛失等の場合には365日24時間対応)に連絡し、
マイナンバーカードの一時停止を行ってください。

■マイナンバーカードコールセンター

☎0120-95-0178

(総合フリーダイヤル)※プッシュ番号「2」

☎0570-783-578

(全国共通ナビダイヤル)※通話料金がかかります

※IP電話等で繋がらない場合は☎050-3818-1250へお電話ください。



併せて市区町村の窓口で紛失等の届出、警察への遺失届または盗難届を提出してください。
警察での受理番号は忘れずにお控えください。

※なお、マイナンバーカードの一時停止後にカードが見つかった場合、紛失等の申請を行う前であれば
住民登録のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行うことができます。

●マイナンバーカードの再交付について

- ・マイナンバーカードを紛失した場合や、著しく損傷してしまい、再交付を希望する場合は市区町村の窓口で再交付できます。
- ・再交付には手数料が発生します。(手数料1,000円なお、要件を満たし、特急発行を希望する場合は2,000円)

埼玉県桶川市のマイナンバーカードについてのお問い合わせ

桶川市役所市民課

☎048-786-3211(代)



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2026年3月発行

発行:桶川市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※コンテンツの一部は、「マイナンバー(個人番号)制度・マイナンバーカード」(デジタル庁)(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber> 参照令和6年8月26日)の情報をもとに株式会社ジチタイアドが作成したものです。

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。